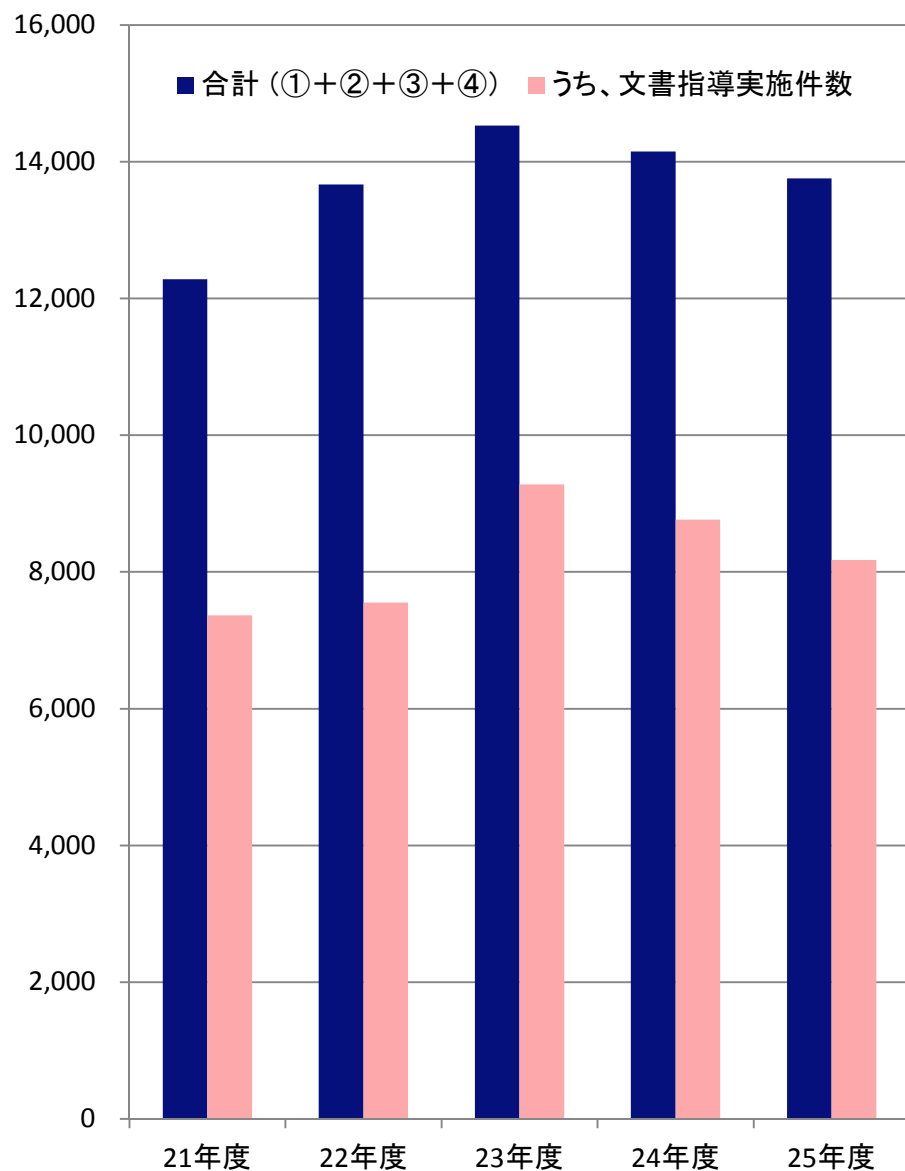


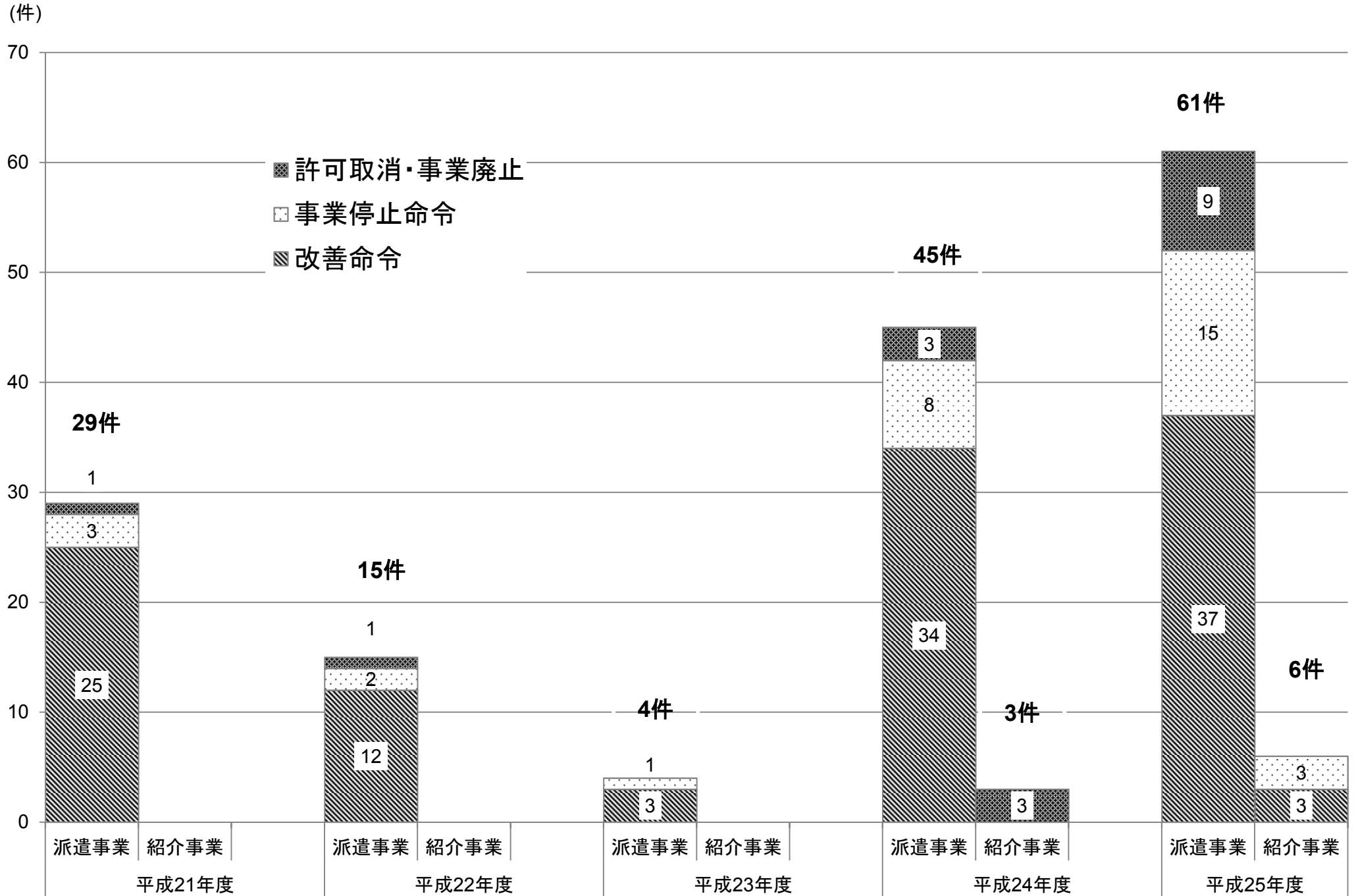
労働者派遣事業に係る指導監督実施件数について



労働者派遣事業に係る指導監督実施件数
(派遣元、派遣先、請負事業者、発注者別)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
① 派遣元事業主指導監督件数	8,264	9,685	10,045	9,643	9,152
うち、文書指導実施件数	5,031	5,423	6,643	6,114	5,766
② 派遣先指導監督件数	1,741	1,899	2,286	2,185	2,313
うち、文書指導実施件数	1,314	1,561	1,895	1,717	1,668
③ 請負事業者指導監督件数	1,414	1,353	1,386	1,499	1,413
うち、文書指導実施件数	606	313	397	545	398
④ 発注者指導監督件数	865	730	813	826	876
うち、文書指導実施件数	413	257	345	388	344
合計 (①+②+③+④)	12,284	13,667	14,530	14,153	13,754
うち、文書指導実施件数	7,364	7,554	9,280	8,764	8,176

労働者派遣事業・職業紹介事業 行政処分件数の推移(平成21年度～25年度)



労働者派遣法 法令別で多い違反件数(平成25年度)

(派遣元事業主)

法条項	内 容	件数
法第34条	派遣労働者に対する就業条件等の明示	2,555件
法第35条	派遣先に対する派遣労働者の氏名等の通知	2,057件
法第26条第1項	労働者派遣契約締結の際の記載事項	2,007件
法第37条	派遣元管理台帳の作成、記載事項等	1,837件
法第23条第1項	事業報告及び収支決算書の提出	1,674件

(派遣先)

法条項	内 容	件数
法第42条	派遣先管理台帳の作成、記載事項等	936件
法第26条第1項	労働者派遣契約の締結の際の記載事項	705件
法第26条第5項	派遣元事業主に対する抵触日の通知	312件
法第40条の2第1項	派遣受入期間の制限超え	197件
法第40条の2第3項	派遣受入期間の設定	135件

資料出所:厚生労働省職業安定局需給調整事業課調べ(平成25年度)

平成24年労働者派遣法改正で義務化された条項ごとの違反件数(平成25年度)

(派遣元事業主)

法条項	内 容	件数
法第23条第3項	関係派遣先への派遣割合の事業報告	153件
法第23条第5項	マージン率等の情報提供	775件
法第23条の2	グループ企業派遣の8割規制	27件
法第31条の2	賃金の額の見込みその他の待遇に関する事項等の説明	103件
法第34条の2	労働者派遣に関する料金の額の明示	1,591件
法第35条の3第1項	日雇労働者についての労働者派遣の禁止	63件
法第35条の4	離職した労働者について1年以内の労働者派遣の禁止	3件

(派遣先)

法条項	内 容	件数
法第29条の2	労働者派遣契約の解除にあたって講ずべき措置	5件
法第40条の6第1項	離職した労働者について1年以内の労働者派遣の役務提供の受入れの禁止	1件
法第40条の6第2項	上記に抵触する場合の派遣元への通知	0件

資料出所:厚生労働省職業安定局需給調整事業課調べ(平成25年度)